

## 生駒市規則第 7 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 29 日

生駒市長 山下 真

### 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 32 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

第 5 条の 4 第 1 項中「勤務時間等規則」を「生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 4 号。以下「勤務時間等規則」という。）」に改める。

### 附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。